都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会 会 長 寺 岡 洋 一 (公 印 省 略)

サプライチェーン全体での支払の適正化について

平素は当協会の業務運営に関し、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法については、令和7年5月 16日に改正法が成立し、同月23日に公布され、中小受託取引適正化法(取適法)及び受 託中小企業振興法(振興法)となりました。

今般、改正法が令和8年1月1日に施行されるに伴い、サプライチェーン全体での実施が重要となる取組について、経済産業省中小企業庁事業環境部長、及び公正取引委員会事務総局官房審議官の連名により別添のとおり周知の依頼が参りました。

つきましては、貴協会傘下会員事業者に対し、下記の事項について周知・要請を図って いただきますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

記

- 1. 令和8年1月1日から取適法が施行され、同日以後の発注に係る製造委託等代金の支払に手形を交付することが禁止されること。また、電子記録債権や一括決済方式等の現金以外の支払手段についても、物品等の受領から起算して 60 日以内に定められる代金の支払期日までに当該代金の満額に相当する金銭を受領することができない場合は、その使用が禁止されること(例えば、物品等の受領日から起算して 60 日を超える満期を設定した電子記録債権又は一括決済方式を使用する支払は、原則として禁止される。)。
- 2. <u>取適法対象外の取引についても、</u>サイトを製造委託等に係る物品等の受領日から起算 し <u>60 日以内に短縮する、代金の支払をできる限り現金によるものとする</u>等、サプラ イチェーン全体での支払の適正化に努めること。とりわけ、建設工事、大型機器の製 造など発注から納品までの期間が長期にわたる取引においては、発注者は支払の適正 化とともに、前払比率、期中払比率をできる限り高めるなど支払条件の改善に努める こと。

以上

◇本件お問合わせ先

全日本トラック協会 企画部 電話:03-3354-1037